

摂津市立第五中学校PTA規約

第1章 総則

(組織)

- 第1条. 1. 摂津市立第五中学校PTA(以下「**本会**」)と称し、本校のPTA会員(以下「**会員**」)をもって組織する。
2. 前項の会員とは本校に在籍する生徒の保護者と本校に勤務する教職員とする。
3. 本会の所在地を摂津市鳥飼新町1-10-1 摂津市立第五中学校内とする。

第2章 目的と方針

(目的)

- 第2条. 本会は学校教育・家庭教育・社会教育の振興を図り、生徒の福祉増進と本校を中心とした文化活動に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(方針)

- 第3条. 本会は第2条の目的に沿って、会員相互の連絡を密にし、会員の教養を向上させるとともに、学校教育の振興と生徒の福祉増進に協力することを方針として活動する。

第3章 役員

(役員とその任務および選出)

- 第4条. 1. 本会に次の役員を置き、五中本部と称する。
(1) 会 長 1名
(2) 副 会 長 1名
(3) 地区担当 1名
(4) 書 記 1名
(5) 会 計 1名
(6) 市PTA (以下「**市P**」)の担当 1名
(7) 学校代表教職員 2名

注釈: 学校代表教職員以外の五中本部の役については該当年度役員の中で割り振りする事とする。

但し、役員に選ばれた者が体調不良等諸事情により、任務を遂行出来ない場合は他役員にて別途協議する事とする。

2. 前項の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 本会の役員は3月総会での承認を必要とする。

第5条. 役員の仕事は次に定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理するとともに臨時総会を招集する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは代理を務める。
(3) 地区担当は安全パトロールを含む学校・地域・各組織等各関係先との連携に努める。
(4) 書記は本会がおこなう会合および本会に関する重要事項の記録ならびに会合等の案内通知を発信する。
(5) 会計は本会の会計事務をつかさどり、総会にて決算報告を担当する。
(6) 市P担当は市P本部役員に任じ、必要に応じて市Pで決定された重要事項および通達事項を本会の五中本部に報告し、連携に努める。
(7) 学校代表教職員については特にこれを定めないが、五中校区地域教育協議会・学校行事予定やその結果または校内での事例等に対して報告を求めることがある。

第6条. (PTA)役員の仕事は次に定める。

- (1) 選出の方法は、①立候補者の届出、②免除対象者を除く全会員を対象として選出の優先順で本部役員候補者を決定する。
(2) 五中本部候補者は2月の運営委員会にて承認を得て、総会の承認を得るものとする。

第4章 会計監査と顧問・補佐 (選出と任務)

(会計監査)

- 第7条. 本会に会計監査2名を置き、総会での承認を得なければならない。
(1) 会計監査は前年度の五中本部より選出し、1年間の本会の会計を監査して総会にて報告する。

(顧問・補佐)

- 第8条. 本会に必要であれば顧問・補佐を置くことができる。
顧問・補佐が必要であれば、学校教職員により選出し、総会での了承を得てその任にあたり、本会の運営に対して具申することができるが、議決権はない。

第5章 機 関

第9条. 本会の目的達成のために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 必要に応じたその他の委員会、ボランティア

(総会)

- 第10条. 1. 総会は本会の最高議決機関であり、第1条 第2項で定める会員と第4条に定める役員をもって構成され本会の活動のすべての責任を負う。
2. 総会(定期総会・臨時総会)を開催する際に非常事態等、会員が一同に参集出来ない場合は書面・オンライン等による審議の上、票決にて決議する。
3. 前項の構成員は、それぞれが総会での議決権をもつ。
4. 毎年度4月と3月の2回、定期に開催する。
5. 4月総会は、主に次の事項を議決する。
- (1) 前年度会計報告及び会計監査報告
 - (2) 当該年度の事業計画
 - (3) 新年度予算(案)
 - (4) 当該年度の本部役員決定に関する報告
 - (5) その他の必要事項
6. 3月総会は、主に次の事項を議決する。
- (1) 次年度役員を選出
 - (2) 事業報告
 - (3) その他の必要事項
7. 総会は次の定めにより、臨時に開くことができる。
- (1) 五中本部で議決された場合
 - (2) 会員の6分の1以上の請求があった場合
 - (3) 本部役員が必要と認めた場合
8. 総会は会員の20分の1以上(委任状を含む)の出席によって成立する。
9. 議決は会員のみが議決権をもち、出席者(委任状を含む)の過半数とする。
ただし、賛否が同数の場合は議長採決とする。
10. 前述の委任状の委任する者とは、議長および本部役員もしくは、会員の中から指名した1名とする。

(運営委員会)

- 第11条. 五中本部は本会の総会に次ぐ議決機関であり、4月総会から3月総会までの責務を負い、本会の企画運営の審議執行にあたる。
- (1) 五中本部は第4条に定める役員をもって構成する。
 - (2) 五中本部は構成員の2分の1以上(委任状を含む)の出席によって成立する。
 - (3) 五中本部の議決は出席者(委任状を含む)の多数決による。
 - (4) 前述の委任状の委任する者とは、本部役員の中から指名した1名とする。

(本部役員会)

- 第12条. 本部役員会は第4条の役員により構成され、第5条の任務に沿って、本会の目的達成のため、運営および執行にあたる。

(その他の委員会、行事委員)

- 第13条. その他の委員会は本部役員会が必要と認めた場合発足し、その任にあたる。
- (1) その他の委員会は会長が委員長を指名し、若干名を委員として委嘱する。
 - (2) 行事委員に関しては新一年生の保護者より、計3名を選出します。
 - (3) 行事への遂行率(参加率)が定数に満たないと運営委員会が認めた場合は以降本部役員へ選出(立候補を含む)された場合でも役員担当を優先的に選択する事は出来ない。
 - (4) これらは全生徒のための活動となりますので、行事委員についてはPTA加入世帯に限らず、新一年生全ての保護者の方を選出対象といたします。

行事委員とは、校区内のパトロールや学校以外のイベントを分担してお手伝いしていただく活動となります

※五中運営委員会・定例会への出席は必要ございません。

行事委員の長・副長を定めないので役員免除とはなりません。次年度以降の本部役員へ選出(立候補を含む)された場合は10年間 役員担当を優先的に選択する事が出来ます。

選出方法は4月配布の案内に沿って、①立候補者の届出、②定数に満たない場合は抽選の優先順で決定する。

注記:立候補により定数を超えた場合は全員で委員活動を分担していただきます。

補足:行事への遂行率(参加率)に関しては1回目の顔合わせの時にルールとして決めて頂きます

特記:行事に関する交通費等の実費等に関しては精算いたします。

第6章 会計

- 第14条. 本会の会計は会員よりの会費ならびに事業収支および寄付金をもって充てる。
- 第15条. 本会の会費は世帯数1口、年間2,000円とする。
部活動による近畿大会以上の参加費・交通費などお祝い金としてPTA会費より充てる事とする。
部活動対外遠征費に関する規定は、別にこれを定める。
(摂津市立第五中学校PTA部活動対外遠征基金運用規定)
- 第16条. 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。
(1)会計は原則として、8月に口座振替にて一括納入とする。
(2)転出等による途中退会に関しては返金しない。
(3)途中転入については徴収しない。
(4)一学期間(始業式から終業式)中の転出についてはその限りではない。

第7章 役員免除

- 第17条. 本会は本部役員を任じた者は、以降の年度より全子(世帯)免除とする。
尚、リセットの場合もこれを優先する。
但し、再任は妨げない。
また1年間、著しく五中本部の活動に不参加と運営委員会が認めた場合は、本規約に該当しないことがある。
尚、2021年度以前の各委員会(学級委員会の長・副、地区校外補導委員長・副、広報委員会の長・副)は過去10年間の従事者から免除該当とするが、2031年度をもって撤廃とする。
また、2021年度以前の各委員(学級委員、地区郊外補導委員、広報委員)は、過去3年間の従事者から一子免除該当とするが、2024年度をもって撤廃とする。
- 第18条. 未就学児(小学校入学まで)の保護者に関しては免除とする。
- 第19条. 本章各条に定められたほか特に運営委員会が必要と認めた場合、当該年度に関して免除とする。

第8章 慶弔

- 第20条. 会員の慶弔に関する規定は、別にこれを定める。(摂津市立第五中学校PTA慶弔内規)

第9章 改正

- 第21条. 本会の規約は、総会出席者(委任状を含む)の過半数の賛成により改正することができる。

第10章 個人情報保護

(会員の個人情報の取扱いについて)

- 第22条. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「摂津市立第五中学校PTA個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第11章 雑則

(役員及び委員の任期)

- 第23条. 本会の役員および委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12章 附則

1. 本規約は昭和59年5月15日より施行する。
2. 本規約は一部改正し、平成14年4月1日より施行する。
3. 本規約は全面改正し、平成25年4月1日より施行する。
4. 本規約は一部改正し、平成31(2019)年4月1日より施行する。
5. 本規約は一部改正し、令和2年4月1日より施行する。
6. 本規約は一部改正し、令和3年7月1日より施行する。
7. 本規約は一部改正し、令和3年(2021年)11月1日より施行する。
8. 本規約は一部改正し、令和4年(2022年)5月17日より施行する。
9. 本規約は一部改正し、令和5年(2023年)3月14日より施行する。

摂津市立第五中学校PTA部活動対外遠征基金運用規定

- 第1条 総則
規定は摂津市立第五中学校PTA予算の内、部活動対外遠征費の支給基準について定めるものである。
- 第2条 目的
本校部活動の対外遠征費の費用において、適当かつ適正な支給と運用が行われることを目的とする。
- 第3条 基金
本基金はPTA会費の内、対外遠征費の積立金 他により構成される。
- 第4条 支給基準
本基金は以下の事項に該当する場合に支給される。
- (1)支給対象
- 1)個人・団体の別を問わない。また、体育系・文科系の別を問わない。
- 2)保護者補助員の助成
選手引率及び管理上、顧問教諭または校長が保護者補助員の帯同を必要と判断し、運営委員会が適当と認めた場合は、保護者選出補助員の帯同費用を認める。
但し、補助員は20歳以上の成人者とし、個人種目等で少人数選出の場合は原則として選手本人保護者とする。
- 3)在校生、教職員・PTA会員への助成
在校生、教職員および、PTA会員が当該部員の応援に行く場合、校長がバスのチャーターを必要と判断し、運営委員会が適当とみとめた場合は、その費用を認める。

(2)支給額

項目	近畿大会	全国大会
登録料・参加費	実費	実費
プログラム等	なし	実費
交通費	公共交通の範囲内で実費 但し、上限 1,000円/1人 登録選手人数の範囲内	公共交通の範囲内で実費 但し、上限 1,500円/1人 登録選手人数の範囲内
宿泊費	なし	上限 5,000円/1人
応援の助成	バスをチャーターした場合の実費 但し、上限 30,000円	バスをチャーターした場合の実費 但し、上限 30,000円

- 第5条 交付手続き
本基金の執行判断については校長に委ね、必要に応じて運営委員会が判断を行う。
その執行はPTA会計担当が行い、PTA会計監査が年度末に監査を行う。
- 第6条 基金運営上の特別規定
本基金の翌年度繰越額は30万円とし、当該年度における決算終了後の次年予算編成時に、他のPTA予算への移動を行う事ができるものとする。
- 第7条 附則
本年度に定めない事項および例外的措置が必要になった場合は、PTA運営委員会にて協議を行い決定する。
決定は運営委員の9割以上の承認を得るものとする。

本規定は、平成24年3月3日より執行する。
平成31(2019)年4月1日一部改正(本規定名称)
本規約は一部改正し、令和3年(2021年)11月1日より施行する。

摂津市立第五中学校PTA慶弔内規

- 第1条 この内規は、摂津市立第五中学校PTA会員の慶弔に関する給付について定める。
- 第2条 給付金の対象はPTA会員及び本校在校生とする。
- 第3条 給付金の種類は次の通りとする
- (1)死亡慶弔金
会員及び本校在校生が死亡の時は香典 10,000円ならびに襷一對を給付する
- (2)入院見舞金
会員及び本校在校生がPTA行事活動中の負傷を原因として入院療養した時は入院見舞金として 5,000円を給付する。
- (3)災害見舞金
会員の現住居が火災により著しく損害を被った時は、災害見舞金として 5,000円を給付する。
- 第4条 給付の名義は、「摂津市立第五中学校PTA」とする。
- 第5条 給付金は、PTA会費により支出する。
- 第6条 この内規に定めるものを除き、緊急時に会長が認めた場合、役員会にて決定・実施する。
- 第7条 この内規は、運営委員会の3分の2以上の賛成によって改定する事ができる。

附則 平成31(2019)年4月1日一部改正(第6条)

摂津市立第五中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 摂津市立第五中学校PTA(以下、「**本会**」という)が保有する個人情報の適切な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「**個人情報データベース**」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、運営委員会とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうるべき個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)PTA会費の集金業務、管理業務
- (2)その他の文書の送付
- (3)役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿の作成
- (4)委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5)会報誌等又はそれらに準ずる関係先等への掲載
- (6)その他委員会、ボランティア業務

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成31(2019)年4月1日より施行する。
本規約は一部改正し、令和3年(2021年)11月1日より施行する。